

商品量目立入検査(夏期)の結果がまとまりました。

県民の皆さまが安心して商品を購入できるよう、お中元等で商品流通が多くなるこの時期に、スーパー等の店舗内でパック詰めされた生鮮食品類について、商品の内容量が表示どおりであるか、立入検査を実施しました。

その結果は、下記のとおりで、不適正商品率は、全国の昨年度同期の不適正商品率を0.9ポイント下回りました。

※不適正商品：計量法で定められた範囲を超えて内容量が不足している商品

(1) 実施期間 令和7年7月1日(火曜日)～7月9日(水曜日)

(2) 検査対象 県内全域(高松市は特定市、善通寺市は権限移譲のため除く。)のスーパーマーケット等22店舗

(3) 結果

区分	検査店舗数	検査商品数	不適正商品数	不適正商品率(%)	全国の不適正商品率(%)
今回	22	1,202	7	0.6	-
昨年度同期	22	1,048	9	0.9	1.5

(4) 内容量不足の主な原因

① 商品の自然乾燥によるもの。

(5) 措置

① 不適正商品については、店頭から撤去させ、不足原因の究明と再計量などの改善措置を指導しました。

② 不適正商品率が15%を超え、再立入検査を実施した店舗はありませんでした。